

あすなろ

発行・編集 / 社会福祉法人佐井村社会福祉協議会
 佐井村大字佐井字大佐井川目39-12
 佐井村高齢者生活福祉センター内
 TEL 38-4181 FAX 38-2383
 HP; <http://www.sai-shakyo.com>



新年のあいさつ
 佐井村社会福祉協議会
 会長 横浜英毅

新年あけましておめでとうございます。

皆様におかれましては輝かしい新年をお迎えのこととお喜び申し上げます。

日ごろ、当会の事業推進につきまして、特段のご理解とご協力を賜り厚くお礼申し上げます。また地域の皆様、企業の皆様には当会の活動に対しご賛同いただき、当会の貴重な財源となります会費を賜りまして、重ねてお礼申し上げます。

昨年は能登半島地震をはじめとして各地で大規模災害が発生いたしました。今でも被災地の現状に心が痛む思いです。亡くなられた方々に謹んでお悔やみ申し上げるとともに、被災された皆様にお見舞いを申し上げます。一日でも早い復興をお祈り申します。当会でも被災地へ職員を派遣し、被災した方々への支援を行つてまいりました。当村においても何時起こりうるかわかない災害に備え、災害発生時に迅速に活動するため、ボランティアセンターの設置・

運営を行うため、関係機関との連携の強化・協力と更なる備蓄品の備えと拡充を図っています。

さて、新型コロナウィルス感染症の5類移行を機に徐々に、コロナ渦以前の生活に戻りつつありますが、燃料費や物価の高騰により、生活への影響が計り知れず、急速な社会情勢の変化により社会的に孤立する人や、生活困窮者を増加させるなど、課題が複雑化、多様化しているのが現状です。

このように多種多様化する課題や問題において、地域住民の誰もが安心して暮らして行ける福祉のまちづくりを目指し、地域社会づくりを推進する団体として、当会の果たす役割がさらに重要性を増しています。

福祉サービス利用者のみならず、関係機関と連携し近隣住民がお互いに支え合いながら、地域共生社会を目指し、役職員一丸となって地域福祉の向上に努力し、サービスの拡充を図つてまいりますので、皆様にはご理解ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年も皆様にとって幸多き年になりますようご祈念いたしまして新年の挨拶といたします。

令和6年度佐井村社会福祉協議会への会員ご加入ありがとうございます

会費は社会福祉協議会が行う福祉事業の目的に賛同していただける個人・企業の皆さんにお願いいたしています。皆さんからいただいた会費は、ボランティア活動の資機材、感染予防費、広報誌作成などの地域のための安全なまちづくりに使わせていただいております。

令和6年度の会員数は下記のとおりです。当会では随時会員を募集していますのでよろしくお願い申し上げます。

令和6年度会員数 ・賛助会員 633世帯 ・特別賛助会員 10世帯 ・法人会員 18法人

令和6年度 法人会員様

(有)竹内自動車工業様	竹内鉄工所様	太田林業(有)様
細川建設(株)様	佐井村商工会様	(有)サンテック様
正村食品(株)様	潮風協同組合様	(有)東出水道設備様
まんじゅうや様	(有)佐井石油様	スーパニアハウス様
佐井村観光協会様	(株)川岸商店様	佐井村定期観光(株)様
彩菓様	(有)佐井清掃様	(株)コメイチ様



一人暮らし高齢者の方を対象とした除雪の案内

社会福祉協議会では、今年もおおむね65歳以上の一人暮らし高齢者や高齢者世帯を対象に、地域の除雪ボランティアの皆さんと一緒に雪かき活動を行います。除雪の範囲は正面玄関となります。なお降雪量や順番により、時間をいただく場合もありますが、なるべく早く伺いますので、社会福祉協議会までお気軽にお問い合わせください。

福祉・公共交通空白地有償運送の予約・利用のお知らせ

予約の時間は利用日前日（土・日曜日、祝日、年末年始を除く）の午前8時から午後3時までになります。当日予約の場合は、村内および大間までの利用に限り平日の午前8時から午前10時までの間に予約ができるが、運転手が不在、利用の混み具合、車両の都合により対応できない場合がありますので、前日までの予約をお願いいたします。また予約時間外は受付できませんのでご了承ください。なおご利用する場合は会員登録が必要になりますので、社会福祉協議会までお問い合わせください。

むつ下北地域社会福祉大会が開催されました

第64回むつ市福祉大会・第19回むつ下北地域社会福祉大会が11月13日に「支え合い ふれあいが生む地域のちから」のスローガンのもと、むつプラザホテルで開催されました。長年地域福祉に尽力されてきた43名の方に表彰や感謝状が贈られ、基調講演では、青森県文化財保護協会会长滝尻善英氏が斗「南藩から学ぶ」と題して、斗南藩の歴史を紹介してくださいました。



赤い羽根共同募金街頭金・福祉ヤクルト販売

12月15日に第1回たら祭りの会場で、街頭募金と福祉ヤクルト販売を行いました。当日は、佐井村共同募金委員会と中学生の生徒 名がボランティアで参加し共に活動を致しました。会場を訪れて、ご寄付とヤクルトをご購入いただきましてありがとうございました。



佐井村限定

「うんたん」オリジナルピンバッヂ 募金を受付しています

佐井村のご当地キャラクター「うんたん」をモチーフにした「うんたんオリジナルピンバッヂ」を今年も作成致しました。このピンバッヂ募金は、500円以上ご寄付いただいた方に差し上げています。

この募金は佐井村の地域福祉事業の財源として役立てられます
電話又は社協の窓口で受付しています
佐井村共同募金会(社協内) 38-4181

2024NEW デザイン



生活福祉資金貸付制度と教育支援資金の紹介

生活福祉資金とは低所得者、障害者および高齢者世帯を対象として、資金の貸付とそれに伴う必要な相談援助を行うことにより、その世帯の経済的自立と生活意欲の助長を促進するとともに在宅福祉及び社会参加の促進を図り、その世帯が安定した生活をおくれるよう支援する貸付制度です。なお、生活困窮者自立支援法に基づく各事業と連携し効果的、効率的な支援を実施することにより生活困窮者の自立を図る制度です。貸付対象は低所得者世帯、障害者世帯、高齢者世帯で該当し審査の結果、償還が可能で世帯の自立が見込める世帯です。また、貸付には具体的な使用目的が必要で資金種類ごとに条件が定められています。

今回は教育支援資金について紹介します。

■教育支援資金

【貸付限度額】 ①教育支援費

高等学校 月額3万5千円以内

高等専門学校・短期大学 月6万円以内

大学 月6万5千円以内

②就労支援費 50万円以内

【据置期間】 卒業後6ヶ月以内

【償還期間】 10年以内

【貸付利率】 無利子

【連帯保証人】 不要 ※ただし連帯借受人は必要です。

■申込みに必要な書類は、当会事務所に備え付けの「生活福祉資金借入申込書」等申請書類のほか、所得を証明する書類等が必要になります。

下北地域自立相談窓口 (対象地域:大間町・東通村・風間浦村・佐井村)
むつ市中央一丁目8番1号 むつ市社会福祉協議会内
FAX 017-764-6907

フリーダイヤル (青森県社会福祉協議会)
スマホからでも 相談無料・通話料無料
0800-800-7114

( この広報誌は、「赤い羽根」共同募金配分金により作成しました。)